

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則……………（障害者保健福祉課）	1
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（水産経営課）	1
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（総務部総務課）	1
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	3
○道路の供用の開始……………（道路課）	3
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	3
○市街地再開発組合の理事長の氏名等の届出……………（建築指導課）	4
道教育庁十勝教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	4
道選挙管理委員会告示	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表……………	5

規 則
障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成19年3月2日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第10号 障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則 障害者自立支援法施行細則（平成18年北海道規則第70号）の一部を次のように改正する。 第11条の次に次の1条を加える。 （支庁長への委任）
第12条 法第94条第1項に規定する費用の負担の決定に関する事務は、支庁長に委任する。
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第11号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.55パーセント」を「年0.5パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成19年1月25日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告

示

北海道告示第136号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年3月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 落札に係る物品の名称及び数量
北海道本庁舎（地下2階電気室）で使用する電力
(1) 予定契約電力 2,380kW
(2) 年間予定使用電力量 7,167,000kWh
- 落札を決定した日
平成19年2月19日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社エネット
(2) 住 所 東京都港区芝公園一丁目8番12号
- 落札金額
(1) 基本料金 1,785円
(2) 電力量料金 10円21銭
- 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成19年1月9日付け北海道告示第16号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総務部総務課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第137号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成19年3月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 稚内市宗谷岬237の3から237の7まで・237の12（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 なだれの危険の防止

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字ヲバシトロマナイ370・1180（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 なだれの危険の防止

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課並びに稚内市役所及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第138号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第

249号）第29条の規定による通知があった。

平成19年3月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 爾志郡乙部町字潮見26・27の2・255の2・280の2（以上4筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、27・28・34・35・41（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、17、37、273

2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び乙部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第139号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成19年3月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 登別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 登別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解 除 の 理 由 河川管理施設用地とするため

3(1) 解除予定保安林の所在場所 登別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

4(1) 解除予定保安林の所在場所 登別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解 除 の 理 由 河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び登別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第140号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成19年3月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 松前郡松前町・福島町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

松前町・福島町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 松前郡松前町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

松前町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日
道道 計呂地若佐線 常呂郡佐呂間町字川西188番1地先から 平成19.3.2
常呂郡佐呂間町字川西191番地先まで

北海道告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
芦別砂川線 北海道札幌土木現業所	砂川市南吉野町382番地先（河川敷地）から 砂川市吉野4条南5丁目261番1地先まで		前	19.50mから 50.50mまで	700.00m	---
			後	19.50mから 58.50mまで	700.00m	---
美深名寄線 北海道旭川土木現業所	名寄市字内淵131番1地先から 名寄市字内淵447番1地先まで		前	34.44mから 86.72mまで	108.66m	---
			後	34.44mから 116.42mまで	108.66m	---
士別滝の上線 北海道網走土木現業所	紋別郡滝上町字サクルー原野1485番1地先から 紋別郡滝上町字サクルー原野1487番2地先まで		前	19.10mから 58.06mまで	172.49m	---
			後	19.10mから 58.06mまで	172.49m	---
和訓辺渚滑り停車場線 北海道網走土木現業所	紋別市渚滑町宇津々132番1地先から 紋別市渚滑町宇津々127番1地先まで		前	20.82mから 22.01mまで	66.68m	---
			後	20.82mから 26.66mまで	66.68m	---

北海道告示第143号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定により、小樽駅前第3ビル周辺地区市街地再開発組合から次のとおり理事長の氏名及び住所の届出があった。

平成19年3月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 氏 名 協和総合管理株式会社 代表取締役 山本 秀明
- 2 住 所 小樽市若松2丁目8番15号

道教育庁十勝教育局告示**北海道教育庁十勝教育局告示第4号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年3月2日

北海道教育庁十勝教育局長 矢 花 司

1 入札に付する事項**(1) 調達をする物品等の名称及び数量**

北海道帯広農業高等学校畜舎改築に係る物品購入

- | | | |
|---------------|------------------|-----|
| ア 農業実習用機械類その1 | トラクタほか5品目 | 6点 |
| イ 農業実習用機械類その2 | トラクタほか1品目 | 2点 |
| ウ 実験機器類等 | phメーターほか20品目 | 75点 |
| エ 事務用品類等 | スチール戸棚ほか25品目 | 46点 |
| オ 農業機器類等 | パーティクルセパレータほか4品目 | 11点 |
| カ 電化製品類等 | バキュームクリーナーほか12品目 | 16点 |
| キ O A 機器類等 | ノートパソコンほか5品目 | 9点 |

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。**(3) 納 入 期 日** 平成19年6月29日（金）**(4) 納 入 場 所** 北海道帯広農業高等学校**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の購入等の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成19年3月2日（金）から23日（金）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁十勝教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎4階教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課）

(2) 入 札 日 時

ア 平成19年4月17日（火）午前10時

イ 平成19年4月17日（火）午前10時30分

ウ 平成19年4月17日（火）午前11時

エ 平成19年4月17日（火）午前11時30分

オ 平成19年4月17日（火）午後1時30分

カ 平成19年4月17日（火）午後2時

キ 平成19年4月17日（火）午後2時30分

（送付による場合は、平成19年4月16日（月）までに必着のこと。）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所において交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量80グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、(1)あてに申し込むこと。

また、電子メールによる交付を希望する場合は、その旨を(1)あて（メールアドレス：tokakyo.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 その 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課
(2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
電話番号 0155-26-9237

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

- (a) Agriculture machines1 : 1 tractor and others (6items, 6units)
(b) Agriculture machines2 : 1 tractor and others (2items, 2units)
(c) Kinds of experiment equipment : 1 ph mater and others (21items, 75units)
(d) Kinds of office supplies : 3 steel cabinets and others (26items, 46units)
(e) Kinds of agriculture equipment : 5 particle separator and others (5items, 11units)
(f) Kinds of electronic products : 2 vacuum cleaners and others (13items, 16units)
(g) Kinds of office automation equipment : 1 notebook-type personal computer and others (6items, 9units)

B. Bid tendering date and time :

- (a) 10:00 A. M., April 17, 2007
(b) 10:30 A. M., April 17, 2007
(c) 11:00 A. M., April 17, 2007
(d) 11:30 A. M., April 17, 2007
(e) 1:30 P. M., April 17, 2007
(f) 2:00 P. M., April 17, 2007
(g) 2:30 P. M., April 17, 2007

(If mailed, bids must arrive no later than April 16)

C. Contact

Accounting Division General Affairs Department, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Minami 3, Higashi 3, Obihiro, Hokkaido, 080-8588, Japan.
Phone : 0155-26-9237

道 選 挙 管 理 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項及び同法第17条第1項の規定による政治団体の収入及び支出に関する報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成19年3月2日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

